

条 例

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十九号

警察官に対する給貸与品に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する給貸与品に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

冬	ワイシャツ	一
合	ワイシャツ	一
冬	ネクタイ	一
合	ネクタイ	一
冬	活動ネクタイ	一
合	活動ネクタイ	一

第二条第一項の表中

着	四月
着	四月
本	四月
本	四月
本	四月
本	四月
本	四月

制服用ワイシャツ	
ネクタイ	

一着	四月
一本	四月

に改め、同条第二項中「、合活動服、冬活動ネクタイ

又は合活動ネクタイ」を「又は合活動服」に改め、同条第三項中「又は夏服スカート」を削り、「、冬ワイシャツ及び合ワイシャツ」を「及び制服用ワイシャツ」に、「三着、冬ネクタイ及び合ネクタイ」を「四着、ネクタイ」に改める。

「けん銃 拳銃

第三条中 帯革 を 帯革 に改める。

けん銃つりひも 拳銃つりひも」

第六条の見出し中「き、損」を「毀損」に改め、同条本文中「き、損」を「毀損」に、「代る」を「代わる」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「き、損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。